

函館市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき、港湾空港部を対象として、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、山田潤一前監査委員、植松直前監査委員、斉藤明男前監査委員および松宮健治前監査委員が監査を行ったものである。

令和元年6月3日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	板	倉	一 幸
函館市監査委員	藤	井	辰 吉

平成30年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 末広地区緑地（護岸）改良工事（その2）
- (2) 工事担当部局 港湾空港部
- (3) 予算主管部局 港湾空港部
- (4) 契約担当部局 港湾空港部

2 監査の期間

平成30年11月15日から平成31年2月26日まで

3 監査の実施内容

監査にあたっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿、設計図書等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成30年11月15日・16日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

(4) 施工

- ア 工事施工計画は適正か。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 工程管理および品質管理は適正に行われているか。

4 工事の概要

- | | | |
|---------------|-------------------------------|----------------------|
| (1) 工事場所 | 函館市末広町24番 | |
| (2) 施工延長 | 211.1m | |
| (3) 工事内容 | 基礎工 水中コンクリート | 205 m ³ |
| | 本体工 水中コンクリート | 332 m ³ |
| | 上部工 上部コンクリート (鋼矢板式) | 59 m ³ |
| | 上部コンクリート (重力式) | 54 m ³ |
| | 石・ブロック積 (張) 工 石積 | 458 m ² |
| | 裏込・裏埋工 | 1,930 m ³ |
| | 排水構造物工 排水工 | 13 m |
| (4) 請負金額 (税込) | 121,824,000円 | |
| (5) 請負者 | 帝都建設株式会社 | |
| (6) 工期 | 平成30年10月3日から平成31年3月20日
日まで | |

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、適正に執行されていた。